

# 令和3年5月臨時会会議録

令和3年5月25日開会  
令和3年5月26日閉会

宮崎県議会



5月25日（火）



令和3年5月25日（火曜日）

午前10時0分開会

出席議員（38名）

- 1 番 有 岡 浩 一 （郷中の会）
- 2 番 坂 本 康 郎 （公明党宮崎県議団）
- 3 番 来 住 一 人 （日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5 番 武 田 浩 一 （宮崎県議会自由民主党）
- 6 番 山 下 寿 （同）
- 7 番 窪 菌 辰 也 （同）
- 8 番 脇 谷 のりこ （同）
- 9 番 佐 藤 雅 洋 （同）
- 10番 安 田 厚 生 （同）
- 11番 内 田 理 佐 （同）
- 12番 日 高 利 夫 （同）
- 13番 中 野 一 則 （同）
- 14番 冨 師 博 規 （無所属の会 チームひむか）
- 15番 重 松 幸次郎 （公明党宮崎県議団）
- 16番 前屋敷 恵 美 （日本共産党宮崎県議会議員団）
- 17番 渡 辺 創 （県民連合宮崎）
- 18番 岩 切 達 哉 （同）
- 19番 井 本 英 雄 （宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横 田 照 夫 （同）
- 21番 外 山 衛 （同）
- 22番 山 下 博 三 （同）
- 23番 右 松 隆 央 （同）
- 24番 西 村 賢 （同）
- 25番 二 見 康 之 （同）
- 26番 日 高 陽 一 （同）
- 27番 井 上 紀代子 （県民の声）
- 28番 河 野 哲 也 （公明党宮崎県議団）
- 29番 田 口 雄 二 （県民連合宮崎）
- 30番 満 行 潤 一 （同）
- 31番 太 田 清 海 （同）
- 32番 坂 口 博 美 （宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野 崎 幸 士 （同）
- 34番 徳 重 忠 夫 （同）
- 35番 日 高 博 之 （同）
- 36番 星 原 透 （同）
- 37番 蓬 原 正 三 （同）
- 38番 丸 山 裕次郎 （同）
- 39番 濱 砂 守 （同）

地方自治法第121条による出席者

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 日 隈 俊 郎   |
| 副 知 事           | 永 山 寛 理   |
| 総 合 政 策 部 長     | 松 浦 直 康   |
| 政 策 調 整 監       | 渡 辺 善 敬   |
| 総 務 部 長         | 吉 村 久 人   |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 小 田 光 男   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 重 黒 木 清   |
| 環 境 森 林 部 長     | 河 野 讓 二   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文   |
| 農 政 水 産 部 長     | 牛 谷 良 夫   |
| 県 土 整 備 部 長     | 西 田 員 敏   |
| 会 計 管 理 者 長     | 横 山 幸 子   |
| 企 業 局 長         | 井 手 山 義 哉 |
| 病 院 局 長         | 桑 山 秀 彦   |
| 財 政 課 長         | 石 田 涉     |
| 教 育 長           | 黒 木 淳 一 郎 |
| 公 安 委 員 長       | 江 藤 利 彦   |
| 警 察 本 部 長       | 佐 藤 隆 司   |
| 代 表 監 査 委 員 長   | 緒 方 文 彦   |
| 人 事 委 員 長       | 濱 砂 公 一   |

事務局職員出席者

- |             |         |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長     | 酒 匂 重 久 |
| 事 務 局 次 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長     | 児 玉 洋 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査   | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 事   | 山 本 聡   |

---

◎ 開 会

○中野一則議長 これより令和3年5月臨時会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

---

◎ 会議録署名議員指名

○中野一則議長 会議録署名議員に、丸山裕次郎議員、河野哲也議員を指名いたします。

---

◎ 議会運営委員長審査報告

○中野一則議長 まず、会期の決定について議題といたします。

本臨時会の会期日程に係る議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員会、右松隆央委員長。

○右松隆央議員〔登壇〕 御報告いたします。

去る5月21日の議会運営委員会において、本日招集されました、令和3年5月臨時会の会期日程等について協議いたしました。

本臨時会に提案されます知事提出議案は、一般会計補正予算2件、及び専決処分に係る報告承認1件であります。

議案の内容等を踏まえ、当委員会において審査いたしました結果、会期につきましては、本日から明日までの2日間とすることに決定いたしました。

なお、会議日程は、お手元に配付されております日程表のとおりであります。

本臨時会は、まず、議案の上程、知事の提案理由説明、及び所管常任委員会への議案の付託が行われます。

その後、関係常任委員会を開催していただきまして、明日の本会議において、付託された議案についての常任委員長の審査結果報告及び採

決を行います。

議員各位におかれましては、円滑な議会運営に特段の御協力をいただきますようお願いいたします。

以上で、当委員会の報告を終わります。〔降壇〕

○中野一則議長 議会運営委員長の報告は終わりました。

質疑の通告はありません。

---

◎ 会期決定

○中野一則議長 会期についてお諮りいたします。

本臨時会の会期は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり、本日から明日26日までの2日間とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○中野一則議長 御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

本日から日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。〔巻末参照〕

---

◎ 議案第1号及び第2号、報告第1号上程

○中野一則議長 次に、お手元に配付のとおり、知事から、議案第1号及び第2号、報告第1号の送付を受けましたので、これらを一括上程いたします。〔巻末参照〕

---

◎ 知事提案理由説明

○中野一則議長 ここで、知事に提案理由の説明を求めます。

○知事（河野俊嗣君）〔登壇〕 おはようございます。

令和3年5月県議会臨時会の開会に当たり、初めに、県議会の皆様におかれましては、臨時会の開催につきまして格別の御配慮をいただ

き、厚く御礼を申し上げます。

ただいま提案いたしました議案に関する御説明に先立ち、まず、本県の新型コロナウイルス感染症対策の状況について御報告申し上げます。

ここ数日、県内における1日当たりの新規感染者数は、徐々に減少してきており、強く警戒しておりました大型連休明けの爆発的な感染拡大という状況には至っていないものと考えております。

また、県全体の直近1週間の人口10万人当たりの感染者数は、5月12日の30.8人をピークとして減少傾向に転じており、直近では12.7人と、国の分科会が示すステージ3の目安を下回っております。

このような状況にありますのは、本県における第3波の検証を踏まえ、変異株のリスクにも対応すべく、従来よりも早め早めに強い対策やメッセージを打ち出してきた効果が現れてきているものと考えております。

県議会をはじめ県民の皆様や、事業者の皆様におかれましては、外出や県外との往來の原則自粛、営業時間短縮の要請など、これまで取り組んできた対策に御理解と御協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

現在のところ、新規感染者数は抑えられつつありますが、一方で病床占有率は徐々に上昇し、療養者数が高止まりするなど、依然として、県内の医療提供体制の逼迫の度合いが高まっている状況が続いております。

また、県外に目を転じると、首都圏や関西では下げ止まりの傾向が見られ、国の緊急事態宣言の延長が検討されているとの報道がなされております。さらに、九州では今月に入り、本県を除く全ての県で1日当たりの感染者数が過去

最多を更新しました。隣県の熊本県及び大分県でも100人を超える新規感染者が確認されるとともに、沖縄県は先日、国の緊急事態宣言の対象地域となるなど、九州全体で感染が増加しており、本県に感染が持ち込まれるリスクも依然高い状況にあります。

ここで、これまでの本県における第4波への対応を振り返りますと、4月下旬、都城市及び宮崎市において、職場や会食の場等でのクラスターが発生し、両市を含むそれぞれの圏域の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が10人を超えたことから、4月24日に都城市及び三股町を、28日に宮崎市を、「感染警戒区域（オレンジ区域）」に指定し、会食等における感染防止対策を強化いたしました。

あわせて、全国的に第4波が猛威を振るいつつある中で、大型連休における県外からの感染持込みを防ぐため、県民の皆様に対し、大型連休期間中の不要不急の県外との往來自粛を要請するとともに、県外の方々に対しても、本県への不要不急の来県自粛を要請いたしました。

その連休中の5月1日、宮崎市の接待を伴う飲食店においてクラスターが発生し、宮崎・東諸県圏域の直近1週間の新規感染者数が20人を超える見通しとなったことから、感染拡大の端緒を捉えて早期の封じ込めを図るため、翌2日、同圏域を「感染急増圏域（赤圏域）」に指定し、原則外出自粛や宮崎市の飲食店等への営業時間短縮要請等の強い措置を講じたところであります。

しかしながら、翌3日には、再び宮崎市の接待を伴う飲食店でクラスターが続発し、県全体の直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が15人を超え、今年1月上旬の感染爆発に至る直前と同様の状況に至りました。このため、

同日、県下全域を対象として、県の対応方針に定めるレベル3「感染拡大緊急警報」を発令し、既に「感染急増圏域（赤圏域）」に指定している宮崎・東諸県圏域以外の県下全市町村を「感染警戒区域（オレンジ区域）」に指定いたしました。

その後も、宮崎市においてクラスターの発生が相次ぎ、7日には、第4波で最大となる1日当たり62名の感染が確認されました。そのうち宮崎市分については、積極的疫学調査以外の一般医療機関による検査、いわゆる保険適用検査によって陽性が判明する感染者数が30名を超えており、感染拡大につながりかねない火種が大きく広がっていることに、私は極めて強い危機感を抱いた次第であります。

40万人余りの人口が集中し、本県の社会・経済・交通の中心である宮崎・東諸県圏域について、あらかじめ「感染急増圏域（赤圏域）」に指定し、強い対策を講じていたにもかかわらず、爆発的な感染拡大が発生している状況や、大阪府をはじめ全国で感染が急拡大し、医療提供体制が逼迫している状況等を踏まえ、速やかに県独自の緊急事態宣言を発令すべきであると判断し、5月9日、県の新型コロナウイルス感染症対策本部会議において同宣言の発令を決定いたしました。

この判断に当たりましては、このまま宮崎・東諸県圏域における感染爆発が続くと、県下全域に感染が拡大しかねず、また、県外から感染が持ち込まれるリスクが急拡大していることを考慮し、第3波のように1日当たり感染者数が100名を超え、元来脆弱な本県の医療提供体制が逼迫して危機的な状況に陥るような事態は断じて阻止しなければならないという強い決意の下、2度目となる県独自の緊急事態宣言の発令

という重い決断を行ったところであります。

宣言の発令以降、宮崎・東諸県圏域につきましては、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が、5月10日の62.2人をピークに減少傾向に転じましたが、依然として、飲食店等に対する営業時間短縮要請の目安としている20人という基準を大きく上回る状況にあることから、宮崎市の飲食店等に対する営業時間短縮要請の期限を、5月31日まで延長しました。

また、しばらく感染状況が比較的落ち着いていた都城・北諸県圏域におきましても、複数の接待を伴う飲食店が関係するクラスターが発生し、直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数が20人を超え、保険適用検査による陽性判明者数が増加するなど、感染急拡大が懸念される状況になったことから、20日、都城市及び三股町の飲食店等に対し、翌21日から6月10日までの営業時間の短縮を要請したところであります。

今月末を期限としております、県の緊急事態宣言及び宮崎市の飲食店等への時短要請の今後の取扱いにつきましては、現在、県内及び全国の感染状況等を慎重に見極めているところであり、今週後半には具体的な方針をお示しすることとしております。

さらに、ワクチン接種につきましては、高齢者向け接種を7月末までに完了させるべく、5月17日付で新型コロナウイルス対策特命チーム内にワクチン接種市町村支援班を設置するなど、県の体制を強化しました。今後とも、ワクチン接種を担う市町村との緊密な連携を図りながら、感染収束への切り札として、ワクチンの早期接種を推進してまいります。

宮崎県内において、昨日までに確認された新型コロナウイルスへの感染者は、累計で2,969名

となります。このうち、今回の第4波において3名の方がお亡くなりになり、この3名の方を含む合計25名の県民が、これまでに亡くなっておられます。改めまして、県民を代表し、哀悼の誠をささげますとともに、御遺族の皆様からお悔やみを申し上げます。

また、今日の時点でも、県内の医療機関や宿泊施設等において多くの方々が療養されております。一日も早い回復をお祈り申し上げます。

加えて、県内における感染者が急増する中、感染リスクと向き合いながら、県民の命を守るという強い使命感の下、最前線の現場で昼夜を分かたず対応いただいている医療従事者や介護・福祉関係者の皆様、感染症対策に取り組んでおられる皆様、そして、県民の暮らしを支える様々な業務に従事いただいている全ての関係者の皆様に対し、心より感謝と敬意を表します。

今、全国を、そして本県を、新型コロナウイルス感染症の猛烈な第4波が襲っています。これは、昨年来、私たちが経験してきた第3波までとは、様々な点で様相を異にしており、強い危機感の下、対策に取り組んでいるところであります。

一つには、本県においても、5月以降、確認されている感染事例のほとんどが、従来株から変異株へと置き換わっているという点であります。変異株は、感染しやすく、年齢にかかわらず重症化リスクが高いと言われていることから、これまでより強い警戒の下、対策を講じることが不可欠であります。

感染症の歴史を顧みると、ちょうど100年余り前に世界的な流行（パンデミック）をもたらした、いわゆるスペイン風邪は、我が国の場合、大正7年（1918年）の秋に始まる第1波よりも、翌大正8年（1919年）の冬から再流行した

第2波のほうが、ウイルスが強毒化し、感染者の致死率も高かったとされています。

私たちは、こうした歴史に学ぶ必要があると考えております。置かれている状況を冷静に見極めつつ、「県民の命と健康を守り抜く」「全ての県民が安心して十分な医療を受けられる体制を確保する」との強い決意の下、引き続き、適時適切に対応を図ってまいります。

また、第4波がこれまでと異なるもう一つの要因として、飲食事業者をはじめとする県内の事業者の皆様、子供たちや学生など、県民生活のあらゆる局面において、新型コロナの社会的影響が長期化し、それに伴う疲弊が大きく蓄積するとともに、社会的に弱い立場に置かれた方々へのしわ寄せが重くのしかかっているという点です。

こうした状況の中で、2度目の県の緊急事態宣言の発令に至り、県民の皆様には再び様々な御負担、御苦勞をおかけすることにつきまして、知事として重く受け止めております。

県民の一人一人が力を合わせて、心を一つに、この困難な状況を打開していくことができるよう、今回の補正予算でお願いしております緊急対策をはじめ、適時適切に必要な対策を講じることにより、今後とも、新型コロナの早期収束と県民生活の回復に全力を尽くしてまいります。

県議会の皆様をはじめ、県民の皆様の御理解と御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

それでは、本日提案いたしました議案の概要について、御説明申し上げます。

初めに、補正予算案についてであります。

補正額は、一般会計について、補正予算第4号及び第5号を合わせまして、53億9,576

万4,000円であります。この結果、一般会計の歳入歳出予算規模は6,379億1,414万6,000円となります。今回の補正予算による一般会計の歳入財源は、国庫支出金53億5,968万9,000円、諸収入3,511万2,000円、繰入金96万3,000円であります。なお、主な財源として、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金及び新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を活用しております。

以下、一般会計補正予算案に計上しております事業の概要について、御説明申し上げます。

今回の補正予算案は、新型コロナウイルス感染症の全国的な第4波や、宮崎市を中心とする爆発的な感染拡大、県独自の緊急事態宣言の発令等を踏まえ、緊急対策を講じるものであります。

第1に、県内における変異株拡大への対応及びワクチン接種の加速化についてであります。

変異株拡大への対応については、PCR検査体制のさらなる充実を図るため、変異株陽性者のウイルスゲノム解析を迅速化するための検査機器を整備いたします。

また、入院受入れ病床を確保するため、コロナ患者が国の退院基準を満たした回復期以降も引き続き入院を必要とされる場合、その転院を受け入れていただく後方支援病院を確保してまいります。加えて、無症状等のため自宅で療養されている方々に対し、医師や看護師の電話や訪問による健康観察を行うとともに、食料や生活用品を配付することにより、療養環境の改善に取り組めます。

ワクチン接種の加速化については、高齢者へのワクチン接種を早期に完了させるため、地域の医療機関で行う個別接種への支援や集団接種のための医療従事者の確保等を通じて、市町村

のワクチン接種に関する実施体制の強化を支援してまいります。また、県による広域的な集団接種の実施等にも取り組みます。

さらに、ワクチン接種の副反応に関する専門相談窓口の充実など必要な体制の確保を図り、適切な情報提供や啓発活動に取り組めます。

第2に、水際対策の強化であります。

県境をまたいだ移動の安心を確保するため、仕事や帰省などで県外との往来をされる県民の方々や、国文祭・芸文祭に伴い来県される方々、また、来月以降、九州各県で順次開催される全九州高校総体に参加する選手等に対し、PCR検査を行うための支援に取り組めます。

第3に、県内事業者への緊急支援であります。

宮崎市、都城市及び三股町の飲食店等への営業時間の短縮要請に伴い、地元市町と連携して協力金を支給するとともに、県の緊急事態宣言に伴う行動要請等により、売上げが減少するなど大きな影響を受けている県内全域の全ての業種の中小企業・小規模事業者に対し、一定の要件の下、県独自に10万円の支援金を支給することにより、厳しい状況に直面する事業者の事業継続に向けた取組を支援します。

また、県内の旅館やホテルなど宿泊事業者の感染防止対策を支援し、安全・安心な受入れ体制を整備します。

なお、今回の緊急対策に加えて、感染症対策のさらなる強化や、経済と雇用を守る総合的な対策に取り組むべく、来る6月定例会に向けて補正予算の編成を進めてまいりたいと考えております。

以上、事業の概要について御説明いたしました。

次に、予算以外の議案について御説明申し上げ

げます。

報告第1号は、先ほど御説明いたしました新型コロナウイルス感染症対策のうち、宮崎市の飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金支給に係る令和3年度宮崎県一般会計補正予算(第3号)の専決報告であり、早急に対応するため、専決処分を行ったものであります。

以上、今回提案いたしました議案の概要について御説明いたしました。

宮崎県内で初めて新型コロナウイルス感染が確認されたのは、昨年3月4日でした。それから1年3か月が経過しようとする今も、ウイルスとの闘いは続いており、私たちは誰一人として、新型コロナに無関係ではられません。

先日、県内のテレビ報道で、今回の第4波において、御自身も感染し、実父を新型コロナにより亡くされた、ある男性のインタビューを拝見しました。インタビューの中で、その男性が「みんなに危機感を持ってもらい、大事な人を亡くして初めて気づいても遅いということ、日本中、世界中の人に伝えていかなければならない」と話しておられたことが、強く印象に残り、私の胸に深く刻み込まれました。

このインタビューを伺い、東日本大震災で御家族を亡くされた方が、ある防災シンポジウムで語っておられた内容が思い出されました。

「震災の3日くらい前に戻りたい。そして、亡くなった家族を連れて安全なところに逃げたい」「西日本や未災地の人たちは、私たちが「帰りたい」と焦られる3日前の状況にある」「自分の一番大事な人の命を落とさないように、何をしたらいいか家族で話をしてほしい」。

私たちは、このように感染症や自然災害等で過酷な体験をされた方々の声に真摯に耳を傾

け、社会全体でその思いを受け止め、今後の危機管理に活かしていかなくてはならないということ強く実感しております。

コロナ禍にあつて、連日、県内における感染者数を「今日は何名の感染を確認」と発表し、また、新型コロナによりお亡くなりになった方が確認される都度、その旨を発表しておりますが、そのお一人お一人に、暮らしの営みや御家族があり、それぞれの人生の歩みがあるということ忘れてはなりません。さらには、「コロナ禍」と言われる厳しい社会・経済状況が長期化する中で、新型コロナに感染された方々のみならず、様々な社会不安により心が折れそうになっておられる方々や、将来に希望を見いだせずにいる方々も大勢いらっしゃることに、私は、改めて思いを致しているところであります。

これからも、こうした県民の方々や事業者の皆様の実声、社会的に弱い立場に置かれている方々の声なき声にしっかりと耳を傾け、そのお気持ちに寄り添い、私自身が先頭に立ち、県民の命を守り、暮らしを支える取組を進めてまいり所存であります。

本県における新型コロナウイルス感染症の早期の収束に向け、引き続き全力で取り組んでまいりますので、県議会をはじめとする県民の皆様の一層の御理解と御協力を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

以上であります。よろしく御審議のほどお願いいたします。〔降壇〕

◎中野一則議長 知事の説明は終わりました。

---

◎ 議案第1号及び第2号、報告第1号  
委員会付託

◎中野一則議長 議案第1号及び第2号、報告

令和3年5月25日(火)

第1号に対する質疑の通告はありません。

これらの議案は、お手元に配付の付託表のとおり、それぞれ関係の委員会に付託いたします。

明日の日程をお知らせいたします。

明日の本会議は、午前10時から、先ほど付託いたしました議案についての常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

本日はこれで散会いたします。

午前10時25分散会

5月26日（水）



令和3年5月26日（水曜日）

午前10時0分開議

出席議員（38名）

- 1 番 有 岡 浩 一 （郷中の会）
- 2 番 坂 本 康 郎 （公明党宮崎県議団）
- 3 番 来 住 一 人 （日本共産党宮崎県議会議員団）
- 5 番 武 田 浩 一 （宮崎県議会自由民主党）
- 6 番 山 下 寿 （同）
- 7 番 窪 菌 辰 也 （同）
- 8 番 脇 谷 のりこ （同）
- 9 番 佐 藤 雅 洋 （同）
- 10番 安 田 厚 生 （同）
- 11番 内 田 理 佐 （同）
- 12番 日 高 利 夫 （同）
- 13番 中 野 一 則 （同）
- 14番 冨 師 博 規 （無所属の会 チームひむか）
- 15番 重 松 幸次郎 （公明党宮崎県議団）
- 16番 前屋敷 恵 美 （日本共産党宮崎県議会議員団）
- 17番 渡 辺 創 （県民連合宮崎）
- 18番 岩 切 達 哉 （同）
- 19番 井 本 英 雄 （宮崎県議会自由民主党）
- 20番 横 田 照 夫 （同）
- 21番 外 山 衛 （同）
- 22番 山 下 博 三 （同）
- 23番 右 松 隆 央 （同）
- 24番 西 村 賢 （同）
- 25番 二 見 康 之 （同）
- 26番 日 高 陽 一 （同）
- 27番 井 上 紀代子 （県民の声）
- 28番 河 野 哲 也 （公明党宮崎県議団）
- 29番 田 口 雄 二 （県民連合宮崎）
- 30番 満 行 潤 一 （同）
- 31番 太 田 清 海 （同）
- 32番 坂 口 博 美 （宮崎県議会自由民主党）
- 33番 野 崎 幸 士 （同）
- 34番 徳 重 忠 夫 （同）
- 35番 日 高 博 之 （同）
- 36番 星 原 透 （同）
- 37番 蓬 原 正 三 （同）
- 38番 丸 山 裕次郎 （同）
- 39番 濱 砂 守 （同）

地方自治法第121条による出席者

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 知 事             | 河 野 俊 嗣   |
| 副 知 事           | 日 隈 俊 郎   |
| 副 知 事           | 永 山 寛 理   |
| 総 合 政 策 部 長     | 松 浦 直 康   |
| 政 策 調 整 監       | 渡 辺 善 敬   |
| 総 務 部 長         | 吉 村 久 人   |
| 危 機 管 理 統 括 監   | 小 田 光 男   |
| 福 祉 保 健 部 長     | 重 黒 木 清   |
| 環 境 森 林 部 長     | 河 野 讓 二   |
| 商 工 観 光 労 働 部 長 | 横 山 浩 文   |
| 農 政 水 産 部 長     | 牛 谷 良 夫   |
| 県 土 整 備 部 長     | 西 田 員 敏   |
| 会 計 管 理 者 長     | 横 山 幸 子   |
| 企 業 局 長         | 井 手 山 義 哉 |
| 病 院 局 長         | 桑 山 秀 彦   |
| 財 政 課 長         | 石 田 涉     |
| 教 育 長           | 黒 木 淳 一 郎 |
| 公 安 委 員 長       | 江 藤 利 彦   |
| 警 察 本 部 長       | 佐 藤 隆 司   |
| 代 表 監 査 委 員 長   | 緒 方 文 彦   |
| 人 事 委 員 長       | 濱 砂 公 一   |

事務局職員出席者

- |             |         |
|-------------|---------|
| 事 務 局 長     | 酒 匂 重 久 |
| 事 務 局 次 長   | 日 高 民 子 |
| 議 事 課 長     | 児 玉 洋 一 |
| 政 策 調 査 課 長 | 鬼 川 真 治 |
| 議 事 課 長 補 佐 | 関 谷 幸 二 |
| 議 事 担 当 主 幹 | 佐 藤 亮 子 |
| 議 事 課 主 査   | 内 田 祥 太 |
| 議 事 課 主 事   | 山 本 聡   |

◎ 常任委員長審査結果報告

○中野一則議長 これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、常任委員長の審査結果報告から採決までであります。

議案第1号及び第2号、報告第1号を一括議題といたします。

ここで、常任委員長に審査結果報告を求めます。まず、総務政策常任委員会、西村賢委員長。

○西村 賢議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査いたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

初めに、令和3年度宮崎県一般会計補正予算についてであります。

まず、議案第1号に係る補正は、全国的な第4波や宮崎市を中心とする県内の感染拡大を踏まえた緊急的な感染症対策に係る経費について措置するもので、46億5,900万円余の増額となっており、歳入財源の主なものは、国庫支出金46億2,300万円余であります。

また、議案第2号に係る補正は、新型コロナウイルス感染症対策に関する都城市及び三股町の飲食店等に対する営業時間短縮要請に伴う協力金及びその影響を受ける飲食関連事業者等への支援に係る経費について措置するもので、7億3,500万円余の増額となっており、歳入財源は全額、国庫支出金であります。

これらの結果、補正後の一般会計の予算規模

は6,379億1,400万円余となります。

このうち、総合政策部の補正予算は、一般会計で5億8,500万円余の増額であり、この結果、一般会計の補正後の予算額は191億1,500万円余となります。

次に、新規事業「県境往来者PCR検査支援事業」についてであります。

これは、国文祭・芸文祭の他県からの参加者をはじめ、帰省やビジネスでの来県者が、PCR検査を無料または低額で受診できる環境を整備するものであります。

このことについて委員より、「国文祭・芸文祭での来県者の陽性が判明した場合、病床や収容施設の確保について、関係部局との協議は進んでいるのか」との質疑があり、当局より、「基本的には本県の陽性者と同様の対応になると考えているが、今後準備を進めていく中で十分に検討してまいりたい」との答弁がありました。

県内における新型コロナウイルス感染症の第4波の拡大により、県独自の緊急事態宣言の発令や一部地域での飲食店等に対する時短要請など、県民に対する経済活動等への自粛を求める一方で、県をはじめとする行政機関に対して、さらなる感染防止対策の強化と支援の充実が求められています。

当委員会といたしましては、引き続き、現場で対応されている職員の業務負担の軽減に配慮しつつ、これまでの対策に加えて、県民に対する積極的なPCR検査の実施など必要な対策について検討するとともに、感染防止に向けた、きめ細やかな対応を心がけていただくことを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、厚生常任委員会、日高利夫委員長。

○日高利夫議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、いずれも全会一致で決定いたしました。

以下、審査の主な概要について申し上げます。

福祉保健部の補正予算についてであります。

今回の補正は、いずれも新型コロナウイルス感染症対策に関するもので、一般会計で22億1,968万円余の増額となります。

その内訳は、飲食店等への営業時間短縮要請に伴う協力金を支給するための経費を措置するものや、高齢者へのワクチン接種を早期に完了させるため、市町村におけるワクチン接種体制の強化、県による広域集団接種の実施に要する経費を措置するものなどであり、補正後の一般会計の予算額は1,381億6,027万円余となります。

このうち、新規事業「新型コロナウイルスワクチン接種緊急支援事業」についてであります。

このことについて委員より、「7月末までに高齢者へのワクチン接種を完了させるためには、医療従事者の確保が重要な課題であると考えますが、その確保はどうなっているのか」との質疑があり、当局より、「医師については、協力を申し出ている方もあり、ある程度確保できるものと期待している。また、看護師については、離職された方々を含め広く公募するとともに、新たに接種ができることになる

歯科医師への研修などにより、医師、看護師以外にも含め、医療従事者の確保に努めてまいりたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「本県における高齢者のワクチン接種率は、まだまだ低い状況であるため、接種が遅れそうな市町村については、県として、危機感を持って早急に支援を行っていただきたい」との意見がありました。

当委員会といたしましては、高齢者へのワクチン接種について、市町村と緊密に連携し、必要な支援を速やかに実施することで、7月末までに完了していただきますよう強く要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、商工建設常任委員会、日高陽一委員長。

○日高陽一議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号外2件であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、商工観光労働部の補正予算についてであります。

今回の補正は、県独自の緊急事態宣言及び一部圏域での時短要請に伴い、大きな影響を受けている事業者への支援や、県内宿泊事業者が行う感染症対策等への支援に要する経費として、議案第1号及び第2号を合わせまして、一般会計で25億7,400万円余を増額補正するものであります。この結果、補正後の一般会計の予算額は577億1,100万円余となります。

このうち、新規事業「県内事業者緊急支援事業」についてであります。

この事業は、県独自の緊急事態宣言中の月の売上げが、前年または前々年の同月比で50%以上減少している県内全ての中小企業・小規模事業者を対象に、1事業者当たり10万円の支援金を支給するものであります。

このことについて委員より、「支援の対象となる事業者数はどの程度を見込んでいるのか」との質疑があり、当局より、「商工団体が行った事業者へのアンケートや、長期化する新型コロナウイルス感染症の経済活動への影響を考慮し、約1万者を見込んでいる」との答弁がありました。

また、別の委員より、「支援金を申請する際に、事業者はまずコールセンターへ問合せをすると思うが、これはいつ頃設置される予定なのか」との質疑があり、当局より、「準備に1か月半程度要するが、設置されるまでの間は担当課で対応したい」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、事業者の申請手続における丁寧な対応と、支援金の迅速な給付を行っていただくよう要望いたします。

以上をもちまして、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 次は、文教警察企業常任委員会、重松幸次郎委員長。

○重松幸次郎議員〔登壇〕(拍手) 御報告いたします。

今回、当委員会に付託を受けました案件は、議案第1号であります。慎重に審査をいたしました結果、お手元に配付の議案委員会審査結果表のとおり、全会一致で決定いたしました。

以下、審査の概要について申し上げます。

教育委員会の補正予算についてであります。

今回の補正は、全九州高校総体に参加した県

内の選手等に対してPCR検査を行うための経費として、一般会計で1,600万円を増額補正するものであります。この結果、一般会計の補正後の予算額は1,089億5,800万円余となります。

この新規事業「全九州高校総体に参加する選手等へのPCR検査事業」について委員より、「応援に行く家族からの家庭内感染等が懸念されるため、家族に向けての感染防止対策も実施してほしい」との意見があり、当局より、「九州大会は無観客での開催が予想されるが、現在も各学校を通して、家族も含めた感染防止対策をメールや文書等で要請しているところで、引き続き啓発に努めたい」との答弁がありました。

また、別の委員より、「大会後、PCR検査の結果が判明するまで、どのくらい自宅待機する必要があるのか」との質疑があり、当局より、「検査を行う時間や学校の所在地により異なるが、最短で5日間、最長で7日間の自宅待機を想定している」との答弁がありました。

当委員会といたしましては、選手だけでなく、家族等の関係者を含めた感染予防対策を徹底するとともに、自宅待機期間中のオンライン学習等を通じた、学びの保障を充実させることを要望いたします。

以上をもって、当委員会の報告を終わります。(拍手)〔降壇〕

○中野一則議長 以上で、常任委員長の審査結果報告は終わりました。

委員長の審査結果報告に対する質疑及び討論の通告はありません。

---

◎ 議案第1号及び第2号、報告第1号採決

○中野一則議長 これより採決に入ります。

議案第1号及び第2号、報告第1号につい



































